

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（この訓令の趣旨）</p> <p>第一条 職員の旅費の支給に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「条例」という。）及び職員の旅費に関する規則（昭和二十八年広島県人事委員会規則第四号）に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>（職務の級）</p> <p>第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項に規定する教育職給料表(三)、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び情報職給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第一及び別表第二のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（自家用車旅行の交通費）</p> <p>第三条 条例第十条第二項に規定する一キロメートルにつき任命権者の定める額は、三十五円とする。</p> <p>（旅費の調整）</p> <p>第四条 条例第二十二条の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、無料となった分の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は宿泊手当を支給しない。</p> <p>三 (略)</p>	<p>（この訓令の趣旨）</p> <p>第一条 職員の旅費の支給に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「条例」という。）及び職員の旅費に関する規則（昭和二十八年広島県人事委員会規則第四号）に定めるものを除く外、この訓令の定めるところによる。</p> <p>（職務の級）</p> <p>第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第四条第一項に規定する教育職給料表(三)、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第一及び別表第二のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（旅費の調整）</p> <p>第三条 条例第二十八条の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、無料となった分の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 職員が、旅行中の公傷病等により旅行先</p>

の医療施設等を利用して療養したため、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に規定する療養補償若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に規定する療養の給付又はこれらに準ずる補償若しくは給付を受ける場合には、当該療養中の宿泊料の二分の一に相当する額を支給しない。

五 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときはその現実の路程に応じた条例別表第二の移転料を支給する。ただし、路程が三十キロメートル未満の場合には、条例別表第二の路程五十キロメートル未満の場合に掲げる額の十分の八に相当する額の移転料を支給する。

六・七 (略)

(日額旅費の種類)

第四条 条例第二十二條第一項の規定による日額旅費は、船員日額旅費、研修等日額旅費及び特別日額旅費とする。

(船員日額旅費)

第五条 船員日額旅費は、しおかぜ等の船舶に乗り組む公用船舶の運航等の業務に従事する職員が、当該船舶に乗船し船務に従事したとき（定けい港内において乗船し船務に従事したときを含み、船舶をドックにおいて修理するため運航したとき及び入きよ中の船舶において船務に従事したときで、有料の交通機関及び宿泊施設を利用して旅行した日を除く。）に支給する。

2 船員日額旅費の額は、別表第三に定める額とする。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により有料の交通機関を利用して旅行させた日においては、当該旅行に要した鉄道賃及び船賃の旅客運賃並びに車賃の額を同表に定める額に加算した額とする。

(研修等日額旅費)

第六条 研修等日額旅費は、職員が引き続き五日以上にわたる研修又は講習（以下「研修等」という。）を受けるため宿泊することを要する旅行をしたときに支給する。

2 研修等日額旅費の額及び当該旅費を支給する期間は、別表第四に定める額及び期間とする。ただし、研修等の開始される日（自治大学校に入校させる場合にあつては、入校日）に出発し、同日当該用務地に到着した場合におけるその日及び研修等に係る実地見学旅行（以下「実地見学旅行」という。）に出発した日の額は、同表に定める額にそれぞれその日の当該旅行（実地見学旅行にあつては、当該旅行の往復）に要する鉄道賃、船賃、航空

賃及び車賃の額を加算した額とする。

〔特別日額旅費〕

第七条 特別日額旅費は、職員が、前二条に定める旅行のほか、日額旅費を支給することが適当であると認められる旅行をしたときに支給するものとし、当該旅行並びにその額及び支給条件は、各機関の長が総務局人事課長に協議して定めるものとする。

〔日額旅費の支給方法〕

第八条 日額旅費の支給方法は、条例第六条第一項に規定する旅費の支給方法の例による。

〔自家用車の車賃〕

第九条 条例第十五条第一項に規定する「キロメートルにつき」を任命権者の定める額は「二十五円」とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の場合）

行政職給料表	職務表	教育職給料表(ロ)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(ロ)	医療職給料表(ロ)	情報職給料表
1 級	2 級の36号給以下	1 級の36号給以下	1 級の28号給以下	1 級の12号給以下	2 級の8号給以下	2 級の4号給以下	1 級
2 級	2 級の37号給から44号給まで	2 級の37号給以上	2 級の29号給以上	1 級の13号給以上	2 級の9号給以上	2 級の5号給以上	2 級
3 級	3 級の16号給以下	2 級の45号給以上	3 級の29号給以上	2 級の13号給以上	2 級の9号給以上	2 級の5号給以上	3 級
4 級	3 級の17号給以上	3 級の16号給以上	3 級の30号給以上	3 級の14号給以上	3 級の10号給以上	3 級の6号給以上	4 級
5 級	4 級の17号給以上	4 級の17号給以上	4 級の31号給以上	4 級の15号給以上	4 級の11号給以上	4 級の7号給以上	5 級
6 級	5 級の17号給以上	5 級の17号給以上	5 級の32号給以上	5 級の16号給以上	5 級の12号給以上	5 級の8号給以上	6 級
7 級	6 級の17号給以上	6 級の17号給以上	6 級の33号給以上	6 級の17号給以上	6 級の13号給以上	6 級の9号給以上	7 級

備考 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、主任研究員又はこれと同等若しくは上位の職にある者については、3級57号給以上の職務は、行政職給料表4級に相当する職務として取り扱う。

別表第二（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（定年前再任用短時間勤務職員の場合）

行政職給料表	職 給	教 育 職 給料表(三)	研 究 職 給料表	医 療 職 給料表(一)	医 療 職 給料表(二)	医 療 職 給料表(三)	情 報 職 給料表
7 級			5 級	4 級			7 級
6 級					5 級		6 級
5 級	4 級	3 級				5 級	6 級
4 級			4 級	3 級	4 級	4 級	5 級
3 級	2 級	2 級	3 級	2 級	3 級	3 級	4 級
2 級			2 級	1 級	2 級	2 級	3 級
1 級	1 級	1 級	1 級		1 級	1 級	2 級
							1 級

備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22

条の5第1項の規定により採用された職員に適用する。

別表第三及び別表第四を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第〇号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号。以下「新条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等発し、かつ、施行日以後に新条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。